

## 4. (1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所介護、認知症対応型訪問介護看護★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護療養型医療施設、介護医療院】  
テーション★、短期入所生活介護★、介護老人共同生活介護★、介護、認知症対応型共同生活介護★、介護事業者による職業環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行うこと。**【通知改正】**
    - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
    - 職員のキャリアアップに資する取組
    - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
    - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
    - 生産性の向上につながる取組
    - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。**【告示改正】**

### 概要

## 4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

### 概要

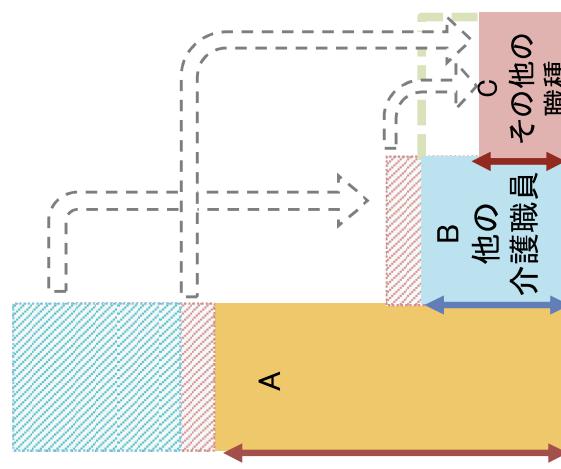
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護共同生活介護】  
介護、認知症対応型共同生活介護】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- 平均の賃金改額の配分ルールについて、「その他の職種」は「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「2倍以上とすること」とするルールにする。
  - 「より高くすること」とする。

### 現行

平均賃上げ額が

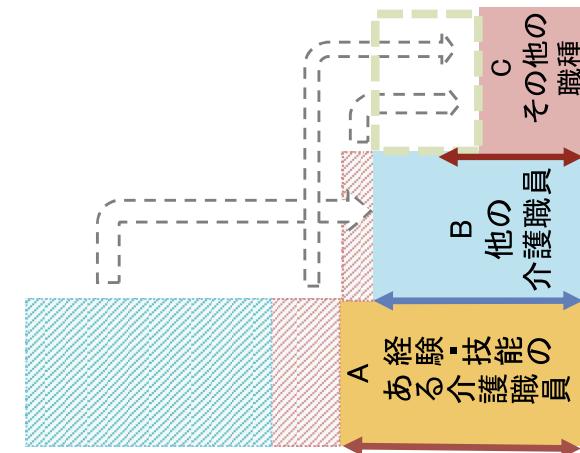
2以上 : 1 : 0.5以下



### 改定後

平均賃上げ額が

A > B  
1 : 0.5以下



# 4. (1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、短期入所生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設】

## 概要

○ サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

## 単位数・算定要件等

		資格・勤続年数要件		単位数 (訪問入浴) (夜間訪問) (イ)6単位/回 (ロ)48単位/月 (ロ)3単位/回 (ロ)24単位/月
		加算 I (新たに最上位区分)	加算 II (改正前の加算 I イ相当)	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下といずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
訪問看護 療養通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪問・訪リハ) (療養通所) (イ)6単位/回 (ロ)48単位/月 (ロ)3単位/回 (ロ)24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下といずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下といずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護老人保健施設※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いすれか1つのみを算定することができます。

(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」である。

## 4. (2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護口ボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の異なる評価を行う。【告示改正】

### 単位数

- 変更なし

※ 指定介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算

(1) イ 22単位／日 従来型 (入所定員30人以上50人以下)	(II) 口 13単位／日 従来型 (定員51人以上又は経過的小規模)	(II) イ 27単位／日 ユニット型 (定員30人以上50人以下)	(II) 口 18単位／日 ユニット型 (定員51人以上又は経過的小規模)
---	---	--	---

### 算定要件等

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。

- ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)
- ② 新たに0.6人配置要件を新設する。

最低基準に加えて配置する人員 見守り機器の入所者に占める導入割合 その他の要件	①現行要件の緩和 (0.9人配置要件) 0. 9人 (現行維持)	②新設要件 (0.6人配置要件) (ユニット型の場合) 0. 6人 (新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0. 8人 (新規) ② ①を適用しない場合 (利用者数25名以下の場合等) 0. 6人 (新規)	100 % (緩和: 見直し前15%→見直し後10%)	100 % ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※)
○ ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。	※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施			

## 4. (2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間ににおける人員配置基準の緩和

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護口ボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の夜間ににおける夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】

### 算定要件等

※併設型短期入所生活介護（従来型）も同様の改定

- 介護老人福祉施設（従来型）の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないよう配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上（利用者数が61人以上の場合は常時2人以上）配置することとする。

現 行		
配置 人員数	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26～60	2人以上
	利用者数61～80	3人以上
	利用者数81～100	4人以上
	利用者数101以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

見直し案		
⇒ 配置 人員数	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26～60	1.6人以上
	利用者数61～80	2.4人以上
	利用者数81～100	3.2人以上
	利用者数101以上	3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上

### （要件）

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること（※）

### ※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員はじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

## 4. (2)⑫ 看護職員の配置基準の見直し

### 概要 【短期入所生活介護★】

- (介護予防) 短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員の確保が困難な状況がある中で、地域において人材を有効活用しながら医療的ケアを行う体制の充実を図る観点から、見直しを行う。【省令改正、通知改正】

### 一部R3.1.13 詮問・答申済

### 基準・算定要件等

- 看護職員の配置が必要ではない単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所について、看護職員を配置しなかつた場合であっても、医療的ケアの必要な利用者への対応の充実を図るために、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うことと、当該事業所へ駆けつけること）ができる体制や適切な指示がござることとする。

- 看護職員の常勤1名以上の配置が求められている併設型かつ定員20人以上の事業所について、類型・定員により必要とされる医療的ケアに差はないことを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所と同様の人員配置とする。

	現行	改定後
単独型・併設型共通	・介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	
単独型 併設型・定員19名以下	・配置規定なし	・看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること。（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うことと、当該事業所へ駆けつける体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。）
併設型・定員20名以上	・常勤で配置	

## 5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

**概要**  
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所介護、認知症対応型訪問介護★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設】

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点での同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

処遇改善加算の区分		取得要件	職場環境等要件	キャリアパス要件	加算(Ⅲ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)	H29年度 +1万円相当	H27年度 +1.2万円相当	廃止
		①+②+③ +	①+② + 職場環境等要件	① or ② + 或 職場環境等要件	月額1.5万円相当 加算 (Ⅲ) × 0.9	月額2.7万円相当 加算 (Ⅱ) × 0.9	月額3.7万円相当 加算 (Ⅰ) × 0.8			
79.5%	7.2%		5.4%	0.2 %						0.3 %
取得率										

### <キャリアパス要件>

①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること

②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- <職場環境等要件>
- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

## 6.③ 基準費用額の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。【告示改正】

### 基準費用額（食費）（日額）

$$<\text{現行}> \quad <\text{改定後}> \quad \Rightarrow \quad 1,392\text{円}/\text{日} \quad 445\text{円}/\text{日} (+53\text{円})$$

《参考：現行の仕組み》 ※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

利用者負担段階	主な対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外</li> </ul>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯に課税者がいる者</li> <li>・市町村民税本人課税者</li> </ul>

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額(食費のみ)》

基準額 ⇒食費・居住費の提供に必要な額 補足給付 ⇒基準費用額から負担限度額を除いた額	基準費用額 (日額(月額))			負担限度額 (日額(月額))
	第1段階	第2段階	第3段階	
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)